

# 留置されている方への一般面会・差入の御案内

## 1 一般面会・差入受付時間等

時間／曜日	月	火	水	木	金
午前の部 9:00～11:00	×	○	○	×	○
午後の部 14:00～16:00	○	○	○	○	○

- ・ 予約はできません。
- ・ 土・日・祝日（閉庁日）の受付はできません。
- ・ 面会・差入には運転免許証等の身分証明書が必要です。

## 2 面会に関する留意事項

- ・ 諸事情により面会できない場合があります。
- ・ 面会は、被留置者 1人につき、原則、1日1回まで（3人まで入室可）となります。
- ・ 面会時間は、概ね 15分以内です。
- ・ 面会には職員が立ち会います。
- ・ 面会室内に、携帯電話、カメラ、録音機等を持ち込むことは出来ません。
- ・ 未成年者が面会する場合は、保護者の同意が必要です。
- ・ 原則、日本語以外の言語は使用できません。
- ・ その他、面会に関して細かな留意事項があります。



## 3 差入に関する留意事項

(1) 差入のできる主な物品(形状等によりお断りする場合があります。)

- ・ 衣類等  
ジャージ・スウェット類上下(紐が抜かれ、紐穴が縫って塞がれているものに限る)、  
パンツ・Tシャツ・靴下、普通サイズのタオル等
- ・ 固形石鹸(新品)、歯ブラシ(新品)
- ・ 便せん・封筒(1重のもの)・切手

(2) 差入のできない主な物品

- ・ 紐やフード付きの衣類、ステテコ等
- ・ シャンプー、ボディソープ等液状のもの
- ・ タバコ

(3) その他

- ・ 上記の「差入できる物品」であっても、受付時、実物を確認させていただいた上で、「差入できる物」、「差入できない物」を分別します。
- ・ その他、差入に関して細かな留意事項があります。

## 4 事前のお問い合わせのお願い

- ・ 直接来署していただいても、諸事情により、面会・差入が出来ない場合があります。是非、電話による事前連絡をお願いします。

浜松東警察署 留置管理課  
電話：053-460-0110（代表）

